

地方分権改革等の検討の状況

資料2

地方分権改革推進委員会

平成19年4月発足

(地方分権改革推進法により内閣府に設置)

調査審議事項

国と地方の役割分担の徹底した見直し等

- ・ 国と地方の役割分担の徹底した見直し
- ・ 権限委譲の推進
- ・ 義務づけ、枠付けの見直しと条例制定権の拡大
- ・ 関与の見直し

地方税財政制度の整備

- ・ 税源移譲の推進
- ・ 税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方

行政体制の整備及び確立方策

- ・ 地方自治体が自ら行う行政及び税財政の改革の推進等

第29次地方制度調査会

平成19年7月発足

(地方制度調査会設置法により内閣府に設置)

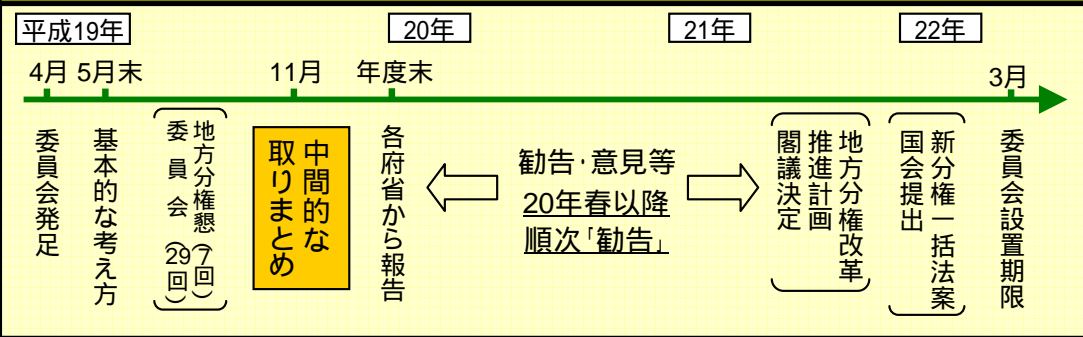
諮問事項

市町村合併を含めた基礎自治体のあり方

監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方

地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」(概要) 平成19年11月16日

< 勧告に向けて検討の方向性を示す「羅針盤」 >



「地方が主役の国づくり」に向けた取組み

- 地方政府の確立のための権限移譲**
 - ・中央政府と対等・協力の関係に立つ地方政府の確立
 - ・抜本的な権限移譲、義務付け・枠付け、関与の見直し
- 完全自治体の実現**
 - ・自治行政権、自治立法権、自治財政権の確立
- 行政の総合性の確保**
 - ・住民に身近な基礎自治体への権限移譲の推進
 - ・広域連携による「自立と連帯」の推進
- 地方活性化**
 - ・地域経済基盤の強化と民主導による地域再生
- 自治を担う能力の向上**
 - ・住民・首長・議会の意識改革、職員の資質向上

法制的な仕組みの見直し等

義務付け・枠付け、関与の見直し

国による義務付け・枠付け(執行方法等)、関与(協議、同意等)の徹底した廃止縮小

条例制定権の拡大 に合わせて法令を条例で「上書き」する範囲を拡大

新たな義務付け・枠付け、関与についてのチェックシステム

都道府県から市町村への権限移譲の法制化

条例による事務処理の特例制度(平成11年創設)の活用実績を積極的に評価

個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討

重点事項

医療 生活保護 幼保一元化 義務教育 道路 河川 農業

その他の主な事項

福祉・保健 労働 子ども 教育 住宅・都市
交通 環境 農業 商工業 防災

地方分権改革と地域の再生

過疎化する中心市街地や地域集落の再生への道筋

税財政

国と地方の財政関係

・補助金、交付税、税源移譲を含む税源配分等の一体的な改革を検討

地域間財政力格差の是正

・税源偏在の是正方策を と一体的に検討

社会資本整備に関する財政負担

・補助対象事業の限定など、国と地方の役割分担の見直し

国庫補助負担金改革

・地方の自主性を阻害する補助金等を見直し
・財産処分に係る補助金返還要件の見直し

財政規律

・財政運営の透明性確保と自己規律の徹底

分権型社会への転換に向けた行政体制

広域連携の拡充

・市町村が単独では担えない事務事業について
選択肢としての広域連合等

大都市制度のあり方

・広域的な圏域の規模、能力にふさわしい役割を担うためのあり方の検討

地方支分部局等の見直し

・実態調査結果等を踏まえ、今後、本格的見直し

個別の行政分野・事務事業の抜本の見直し・検討等

〔所管府省においても早急に検討に着手し、具体的な改革案を取りまとめるよう要請
当面年度末を目途に検討結果の報告を依頼〕

重点事項

医療

- ・地域医療計画等における都道府県の権限と責任を強化
- ・国民健康保険における運営の広域化等

生活保護

- ・制度全般について総合的、抜本的に改革

幼保一元化

- ・認定こども園制度の施行後5年の見直しを前倒し
- ・幼保一元化のため、省の枠組みを越えて抜本的制度改革

義務教育

- ・教職員人事権を市町村に移譲、給与負担のあり方を見直し
- ・学級編制や教職員定数に関する市町村の権限と責任を拡大

道路

- ・直轄国道の新設改良を除く維持管理権限を都道府県に移譲

河川

- ・都道府県内完結河川の管理権限を都道府県に移譲

農業

- ・農地転用許可権限を都道府県に移譲

その他の主な事項

福祉・保健

- ・福祉施設の設置基準の見直し、保健所長の医師資格要件の廃止

労働

- ・無料職業紹介事業等の移譲を地方支分部局のあり方とともに引き続き検討

子ども

- ・放課後児童対策事業の一本化

教育

- ・教育委員会制度のあり方

住宅・都市

- ・公営住宅の基準・要件の見直し
- ・都市計画に関する国への協議、同意の廃止・縮小等

交通

- ・港湾管理への関与、空港の管理主体の見直し
- ・自家用有償運送(過疎バス等)の規制緩和

環境

- ・地方支分部局の事務とそのあり方につき引き続き検討

農業

- ・農業委員会の必置規制の見直し

商工業

- ・中小・ベンチャー企業への国の直接支援の廃止・縮小等

防災

- ・迅速な災害対応・復旧のための制度の見直し

財産処分に係る補助金返還要件の抜本的な見直し

転用・譲渡等における用途や相手先についての制約の撤廃
処分制限期間についてさらなる短縮化

基礎自治体のあり方についてのこれまでの議論

地方分権改革推進委員会「中間的なとりまとめ」（抄）（19.11.16）

3 地方分権改革における基本姿勢の明確化

完全自治体の実現とともに、「基礎自治体優先」の基本原則、そして「補完性・近接性」の原理にしたがい、基礎自治体、広域自治体、国の役割を見直していくなかで、広域自治体のあり方やコミュニティ活動の拡充も含めた自治制度の新たなあり方を幅広く検討すべきである。

「基礎自治体優先」の基本原則のもとで、基礎自治体が地域における総合行政を担い、地域が自ら行政サービスの範囲と内容、提供方法を決定し、縦割りで使い勝手の悪い分断された行政サービスの体系を住民ニーズに合わせて柔軟に変更・統合することができる仕組みづくりが必要である。このような仕組みにより、地方政府が担う行政の総合性を実質的に確保することが重要である。

6 分権型社会への転換に向けた行政体制

基礎自治体の原則は、国と地方の役割分担、広域自治体と基礎自治体の役割分担において、基礎自治体が最優先に役割を担うことを意味する。現在推進されている「平成の大合併」は、こうした役割を担うことができる基礎自治体を整備しようとするものである。そのうえで、自ら担うことが難しい場合やあるいは複数の地方自治体間で協力し担うことがより効率的かつ質的向上にも資すると判断する場合には、広域連合など多様な連携の形態を積極的に導入できるようにすることも必要である。

基礎自治体のあり方についてのこれまでの議論

第27次地方制度調査会答申（抄）（15.11.13）

市町村は、基礎自治体として地域において包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されており、都道府県は、経済社会活動が広域化、グローバル化する中で、広域自治体としてその自立的発展のために戦略的な役割を果たすべく変容していくことが期待されている。

今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。

今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要。一般的には、基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。

（参考）地方自治法の規定

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

第2条 （略）

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

第29次地方制度調査会の審議項目

< 諮問事項 >

市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方について、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める。

< 項目 >

市町村合併を含めた基礎自治体のあり方

1 基礎自治体のあり方

合併した市町村及び合併していない市町村の評価・検証・分析

基礎自治体の果たすべき役割

今後の基礎自治体の組織・体制・公務員のあり方

小規模市町村に対する方策

2 基礎自治体における住民自治の充実

地域自治区等のあり方

地域コミュニティのあり方

3 大都市制度のあり方

大都市と都道府県との関係等

指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理

チェック機能の充実

1 監査機能の充実・強化

監査委員の独立性の強化(組織、選任方法、OBの就任制限、議選委員のあり方等)

監査能力の向上(監査委員の人材確保等)

外部監査のあり方

2 議会制度のあり方

議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策

議会制度の自由度の拡大

議員定数

幅広い層が議員活動できるための制度の環境整備

地方税財政制度のあり方等

地方税財政制度のあり方

首長の多選制限

地方分権改革推進委員会

委員長	丹羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
委員	井伊 雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
"	猪瀬 直樹	作家・東京都副知事
"	小早川 光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
"	露木 順一	神奈川県開成町長
"	西尾 勝	財団法人東京市政調査会理事長
"	横尾 俊彦	佐賀県多久市長

(平成19年11月26日現在)

専門委員名簿

齋藤 弘	山形県知事
松田 隆利	社団法人行政情報システム研究所理事長

(平成20年1月30日現在)

第29次地方制度調査会委員名簿

(平成19年10月30日現在)

委員

【学識経験者 18名】

江藤 俊昭	山梨学院大学教授
大山 礼子	駒澤大学教授
小田切 徳美	明治大学教授
小幡 純子	上智大学教授
○片山 善博	慶應義塾大学教授
金子 優子	山形大学教授
小森 林克也	法政大学准教授
小斎 藤誠	東京大学教授
篠崎 由紀子	㈱都市生活研究所代表取締役社長
武田 公子	金沢大学教授
◎中村 邦夫	松下電器産業(株)代表取締役会長
名和田 是彦	法政大学教授
西尾 勝	(財)東京市政調査会理事長
西野 万里	明治大学教授
★林 宜嗣	関西学院大学教授
眞柄 秀子	早稲田大学教授
幕田 圭一	東北電力(株)会長
政所 利子	(株)玄代表取締役社長

【国会議員 6名】

吉川 貴盛	衆議院議員
中馬 弘毅	衆議院議員
太田 誠一	衆議院議員
中川 正春	衆議院議員
坂本 由紀子	参議院議員
芝 博一	参議院議員

【地方六団体 6名】

石井 正弘	岡山県知事 (全国知事会)
家元 丈夫	京都市議会議長 (全国都道府県議会議長会会長)
佐竹 敬久	秋田市長 (全国市長会会長)
藤田 博之	広島市議会議長 (全国市議会議長会会長)
山本 文男	福岡県添田町長 (全国町村会会長)
原 伸一	福岡県田川郡赤村議会議長 (全国町村議会議長会会長)

(委員 30名)

(◎: 会長、○: 副会長、★: 専門小委員会小委員長)